

平成24年度 西原町職員(埋蔵文化財担当)採用候補者試験実施要綱

1 職種、採用人員及び受験資格	職種区分		採用人員	資格		
	行政職(埋蔵文化財担当)	上級	若干名	① 学歴 学校教育法による大学卒業以上の学歴を有する者で、考古学に関する学科を修め、かつ2ヶ年以上の実務経験を有する者 ② 年齢 昭和51年4月2日以降生まれの者 ③ 住所要件 平成23年12月11日以前に沖縄県内に住所が登録され、引き続き県内に住所を有する者(就学等のため一時的に県外に転出した者を含む)		
2 欠格事項	地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。					
3 試験	第一次	筆記試験(専門試験・小論文)				
	第二次	第一次試験の合格者について面接試験を行う。				
4 日時及び場所等	区分	試験日時	試験会場	合格発表	合格発表の方法	その他
	一次試験	平成24年3月11日(日) 受付 9:00~9:20 開始 9:30	西原町役場	平成24年3月下旬予定	町役場掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。	日時、試験会場については、第一次試験合格者あて通知します。
二次試験	平成24年4月中旬を予定	西原町役場	平成24年4月下旬予定			
5 受付期間及び申込方法	受付期間 平成24年2月20日(月)~平成24年3月2日(金)午前9時~午後5時15分(土日を除く)	申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総務部総務課へ提出してください。※郵送での受付は、原則認めませんのでご了承ください。				
6 最終合格者の取扱い	最終合格者は採用候補者名簿に登録され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。採用候補者名簿登載者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登載者となり、名簿登載されても採用にならないことがあります。採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成25年3月31日までとします。					
【お問い合わせ】 総務部総務課職員係 TEL:098-945-5011 (内線 114、115) 西原町ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp						

平成24年度教育委員会臨時職員及び嘱託職員募集について

臨時職員

職 種	業 務 内 容
一般事務	一般的な事務処理業務
図書館業務	図書館業務(土日)

嘱託職員

職 種	業 務 内 容
建築技術業務	学校施設の建築関係業務
電算事務指導業務	学校(小・中・幼)のパソコン指導、機器の保守管理業務
学校給食調理業務	学校給食の調理に関する業務
パート調理業務(年休代替)	学校給食の調理に関する業務
学校給食費徴収業務	学校給食費の徴収に関する業務
用務嘱託員(町立小中学校)	学校の用務(湯茶・接待、印刷、掃除等及び一部事務含む)
幼稚園教諭業務	幼稚園教諭業務
パート幼稚園預かり保育業務	幼稚園預かり保育業務
年休代替幼稚園業務	幼稚園教諭業務・幼稚園預かり保育業務
特別支援教育支援員	小・中学校にて発達障がい等を持つ児童・生徒の学習支援や安全面の指導
外国語指導助手業務	町立中学校にて外国語授業の補助を行う助手業務(外国人)
図書館業務(学校)	町立学校図書館司書業務
図書館業務	町立図書館司書業務
図書館業務	町立図書館地域資料業務
陸上競技場管理業務	町民陸上競技場の管理運営業務
用務嘱託員(町民体育館)	施設内外の清掃業務
用務嘱託員(中央公民館)	施設内外の清掃業務
社会教育指導員	社会教育に関する事業担当(月12日勤務)

【採用期間】 採用後一年以内

【資格要件等】 西原町に住所を有するもので高等学校卒業以上の学歴を有する者(要運転免許)

- ・幼稚園教諭については幼稚園教諭免許保持者・特別支援教育支援員については教諭免許保持者
- ・司書業務については司書資格保持者

【受付及び提出書類】 午前9時~午後5時15分(土・日・休日を除く) 自筆履歴書一通(要写真添付)と免許の写しを添付して教育委員会(教育部教育総務課)へ提出してください。 ※その他詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ】 教育委員会教育部教育総務課 ☎ 945-3655 (内線 502)

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー



南新物産

地域の不動産業で30年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 <http://www.nanchan.co.jp> E-mail hae@nanchan.co.jp

要介護認定者のみなさまへ

「障害者控除対象者認定書」・「おむつ代医療費控除の確認証明書」の交付について

◇要介護認定者の障害者控除

要介護認定を受けている65歳以上の方で一定の基準に該当している場合は、確定申告で障害者控除の対象となることがあります。その場合は、申告の際に「障害者控除対象者認定書」が必要になります。

(証明基準)

65歳以上の方で要介護認定を受けており、主治医意見書の特記事項(日常生活自立度がランクA以上若しくは認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上のどちらかの項目)が該当していること。

◇要介護認定者のおむつ代の医療費控除

要介護認定を受けている65歳以上の寝たきりの方などで、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、町が発行する「おむつ代医療費控除の確認証明書」で控除が受けられます。(1年目は医師の証明書が必要になります。)

(証明基準)

65歳以上の方で現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上で、主治医意見書に「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)の記載がB以上かつ「尿失禁の発生の可能性」が「あり」と記載されていること。

<申請方法>

「障害者控除対象者認定書」「おむつ代医療費控除の確認証明書」が必要な方は、福祉部介護支援課で申請してください。なお、証明書の発行には多少時間がかかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。また証明書等が即日発行できない場合もありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013 (内線196)

認知症サポーター養成講座を受講しませんか

町民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人や家族を温かく見守る応援者となるように、福祉部介護支援課では出前講座を開催しています。

数名のグループ単位でのお申込に応じ、講師がご希望の場所に伺います。詳しく知りたいという方、まずはお気軽にご相談ください。

【講座の時間】 1回あたり約90分

【費用】 無料

【開催場所】 西原町内であれば、どこへでも出張します。適当な場所がないという方は、福祉部介護支援課までご相談ください。

お問い合わせ：福祉部介護支援課 ☎ 945-5013 内線(194)

～介護保険料の納め忘れはありませんか?～

【普通徴収(納付書でお支払い)の方へのお知らせです】
2月は介護保険料(8期分)の納期です。
納期限は『2月29日(水)』となっています。

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう大切な財源です。
保険料を納め忘れてしまうと、滞納期間に応じて以下の制限がされる場合があります。

【1年以上、滞納をしていると…】

介護保険サービスを利用する際に、費用の全額を自己負担してもらい、後日、役場に申請することにより9割分を払い戻すこととなります。

【1年6ヶ月以上、滞納をしていると…】

保険給付分(9割分)の支払いが、差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納している保険料額が控除されます。

【2年以上、滞納をしていると…】

滞納期間に応じた一定期間、自己負担が「1割」から「3割」に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

保険料の納付には【口座振替】がオススメです!
口座振替にしていると、簡単に保険料を納めることができるので、大変便利です!!

《お申込は簡単!》 ※各金融機関や福祉部介護支援課窓口で申込み用紙を用意しています。下記のものをご持参の上お申込みください。

- 預金通帳
- 銀行届出の印鑑
- 介護保険料納入通知書

お問い合わせ/福祉部介護支援課 介護支援係 TEL945-5013 (内線194)